

# 自然災害の被害にあったら

## 被災ローン減免制度

(自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン)

高橋 博明 Takahashi Hiroaki 弁護士(仙台弁護士会所属)

東日本大震災発生後、仙台弁護士会被災ローン問題対応プロジェクトチームに所属。被災ローン減免制度の運用実務とともに制度等の改善提言等に取り組む。

### 被災ローン減免制度とは

2011年3月、東日本大震災が発生し甚大な被害が生じました。多くの方が自宅や自動車などの財産を失いましたが、日本の法制度では、住宅や自動車のローンは、被災しても消えることはありません。生活再建のために新たにローンを組むと、いわゆる二重ローンの状態となり、賃貸物件で生活するにしても新たに家賃などの住居費で、同様の状態となってしまいます。

そして、仮に破産などの手続きを取ると少額の財産しか残せず、保証人がある場合には保証人へ請求がいきます。また、いわゆる信用情報にも事故情報が載り、生活再建のための新たな融資が受けられないという問題が生じます。

被災者は、自然災害で債務の返済が難しくなったものでその帰責性は乏しく、逆に生活再建の支援が求められました。このような経緯から、2011年7月「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」という指針が策定されました。

このガイドラインは、東日本大震災の被害に限って適用されましたが、これをもとに、以降に生じた自然災害に恒久的に適用するものとして、2015年12月に策定されたのが「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」(以下、自然災害GL)です。この自然災害GLを通称「被災ローン減免制度」といいます。

適用されるのは、2015年9月2日以降に災害救助法の適用を受けた自然災害です。既に2016年熊本地震や2019年台風19号被害など20以上の災害で適用されています。

### 自然災害GLを利用するメリットは？

#### ● 債務の減額や免除を受けられる

自然災害GLの利用要件を満たし、債権者全員と合意ができれば、住宅ローンなど被災によって返済ができなくなった債務の減額や免除を受けることができます。

#### ● 一定の財産を手元に残すことができる

破産手続きを取った場合、手元には原則として最大でも99万円までしか財産を残せません。一方、自然災害GLが利用できる場合は、原則として最大500万円までの現金、預貯金、保険などの一定の財産を残すことができます。さらに、これとは別に自動車(一定の評価額までのもの)、被災者生活再建支援金、家財保険金などを残すこともできます。

#### ● 信用情報に載らない

破産や個人民事再生、任意整理といった手続きを取ると、信用情報に事故情報として載ってしまいますが、自然災害GLが利用できる場合は信用情報には載りません。このため、新たにローンなどを組む際の障害となりません。

#### ● 保証人に原則請求がいかない

破産や個人民事再生といった手続きを取ったり、支払いが一定期間遅れたりすると、保証人がある場合はその保証人に請求がいきます。一方、自然災害GLでは、原則として、保証人に請求をしないことになっています。

#### ● 費用がほとんどかからない

自然災害GLが利用できると、「登録支援専門家(弁護士など)」が手続きを無料でバックアップ

します。手続き上、多少の費用(必要書類の取得費用や後述の特定調停における申立費用など)がかかりますが、総額でも1~2万円前後と考えられます。

## 具体例1

地震の被害にあいました。自宅建物は全壊し、土地(評価額500万円)だけが残りました。負債は住宅ローンのみで1500万円あります。収入は、額面で400万円、家族は専業主婦の妻と小学生の子どもが2人います。資産は、被災者生活再建支援金を含む預貯金が400万円あります。今は、仮設住宅で家賃は無料ですが、仮設住宅を退去すると家賃が発生します。被災した土地は売却して、別の土地で生活を再建したいと考えています。

### ▶ 自然災害 GL を利用できる場合

被災した土地の売却代金500万円を住宅ローンを組んでいる金融機関に支払うことで、残りの負債1000万円の全額免除を受けられる可能性が高いです。また、資産の400万円は全額残せる可能性が高いです。

## 具体例2

水害にあいました。自宅は浸水したため公費で解体する予定です。土地は評価額で300万円。負債は住宅ローンのみで600万円残っています。収入は額面で400万円、家族はパート(額面70万円)の妻と中学生の子1人です。資産は被災者生活再建支援金を含めて預貯金150万円、自動車(国産、評価額50万円)です。残った土地に新たに自宅を建てたいと考えています。

### ▶ 自然災害 GL を利用できる場合

土地を残すために、住宅ローン600万円のうち300万円(土地の評価額)を一括または分割して(原則最大5年)金融機関に支払います。これにより残る負債300万円は免除を受けられる可能性が高いです。資産は自動車を含めて全額残せる可能性が高く、信用情報にも事故情報として載りませんので、再築のための融資が受けられる可能性があります。

## 自然災害 GL を使える要件 災害起因性要件、支払不能要件

自然災害 GL には多くのメリットがありますが、被災者全員が利用できるわけではなく、「被災によって」(災害起因性要件)、「それまで負っていた債務を返済できなくなった、あるいは近い将来に返済ができなくなるおそれがあること」(支払不能要件)が必要となります。これらの要件は、次のような基準からケースごとに判断されます。

### ● 被災前に債務の返済に滞りがなかった

被災前から税金や債務の支払いが継続的に滞っているときは利用できない場合があります。

### ● 一定の年収以下であること

高額な収入のある人は、債務の返済が難しいとは評価されず、利用できない場合があります。

### ● 収入に対して債務の返済額が一定の割合以上であること

収入に対して債務の返済額が一定の割合よりも少ない人は、債務の返済が難しいとは評価されず、利用できない場合があります。

### ● 債務よりも資産が少ないこと

債務額よりも大きな資産がある人は、債務の返済が難しいとは評価されず、利用できない場合があります。ただし、自然災害 GL において手元に残すことが可能とされている資産(500万円以内の現預金など)は除外して考えますので、資産の合計額が負債額より大きい場合でも利用できる場合があります。

### ● その他

いわゆる反社会的勢力に関係がある人は利用できません。また、破産法上の免責不許可事由(浪費により債務を負担したことなど)がある人も利用できない場合があります。

## 自然災害GLの利用手続き

### ① メインバンクに着手同意を求めます

まず債務残高が最も多い金融機関に行き、自然災害GLの利用についての着手同意を求めます。この着手同意は、自然災害GLにより債務を減額、免除する同意ではなく、あくまでもこの手続きをスタートする同意になります。金融機関によっては、自然災害GLについての理解不足で着手同意をしない場合がありますが、反社会的勢力に該当しない限り、着手同意が原則です。もし同意が得られない場合には、お近くの弁護士会にご相談ください。

### ② 着手同意書をお住まいの地域の弁護士会に提出

金融機関から着手同意書を受領したら、居住地域の弁護士会に提出してください。弁護士会が、担当する「登録支援専門家」を選任します。

### ③ 登録支援専門家と申し出の準備をします

登録支援専門家と自然災害GLの要件を満たすかを相談し、満たしそうであれば、自然災害GLにおける債務整理の申し出準備をします。陳述書・添付資料(給与明細、源泉徴収票、課税証明書などの写し)、財産目録(預貯金、資産の状況など)、債権者一覧表、罹災証明書や被災証明書など、所定の提出書類がありますので、サポートを受けながら作成します。

### ④ 全債権者に債務整理の申し出をします

準備ができたなら、すべての債権者に書類を提出し、債務整理の申し出をします。

金融機関が申出書類の受理をすると、自然災害GLの利用手続きが終わるまでの間は債務の返済や督促が「一時停止」されますが、債務者も資産の処分や新たな借入れができなくなります。

### ⑤ 調停条項案(返済計画案)を作成します

登録支援専門家と、債務の免除を求めるか、一定の返済が必要な場合にはどのような内容に

するかについて、返済計画案を作成します。この返済計画案をもとに、後記⑦の調停調書の内容となる「調停条項案」が作成されます。この調停条項案が作成できたら全債権者に諮り、協議します。

### ⑥ 債権者が同意するかどうかの回答を待ちます

全債権者に諮った調停条項案に対し、債権者が同意する見込みか、あるいは不同意かについて書面で回答されます。不同意の債権者がいる場合には、自然災害GLによる債務整理は成立しませんので、調停条項案の内容変更の協議を尽くします。

### ⑦ 特定調停

全債権者の同意見込みにより、管轄の簡易裁判所に「特定調停」という手続きを申し立てます。裁判所で調停期日が開かれ、合意内容に従って「調停調書」という公文書にする手続きを行います。原則として、この特定調停の手続きも登録支援専門家がフォローしてくれます。

これにより、手続きは終了となり、調停条項に従った内容で、債務が減額または免除されることとなります。

## 自然災害GLの利用の検討を!

各地で自然災害が頻発しており、誰もがいつどこで被災するか分かりません。不幸にも自然災害に巻き込まれ、債務の問題を抱えた場合には、ぜひ自然災害GLの利用を検討してください。利用要件などで被災者全員が利用できるわけではありませんが、利用できると生活再建に大きく役立つ制度ですので、弁護士などの専門家にご相談ください。